

燕市公衆無線LAN利用規程

(目的)

第1条 この告示は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るため、燕市及び燕市教育委員会(以下「管理者」という。)が開設した無線によるインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間等)

第2条 無線LANの利用場所、利用日及び利用時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、災害発生時など管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(無線LANの利用)

第3条 無線LANの利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、利用に当たり必要となる機器及びソフトウェア等をあらかじめ用意しなければならない。

2 無線LANの利用料金は、無料とする。

(SSID等)

第4条 無線LAN設備のSSIDは、FREESPOTとする。

2 WEPキーについては、これを定めない。

(利用の手続)

第5条 利用希望者は、この告示に定める事項に同意の上、前条に従い無線LANに接続後表示したWebブラウザに必要事項を入力し利用するものとする。

(利用の承認)

第6条 管理者は、この告示に同意する者のみの利用を承認するものとする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第三者、他の利用者又は本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

- (2) 誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて若しくは無線LANに関連して使用し、又は相手方の同意の有無にかかわらず送付若しくは提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトウェアの使用及び著しく大量なデータ通信
- (10) 利用者に通常許されていない他ネットワーク、他機器への侵入若しくはそれらを攻撃する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は管理者が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、すべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止と制限)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴水、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、当該無線LANの運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

- (4) その他、管理者が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、管理者は一切の責めを負わないものとする。
 - 3 管理者は、全ての利用機器若しくは特定の利用者のアクセスログの収集及び閲覧又はMACアドレスの管理を行い、これにより特定のWebサイトへの接続若しくは無線LANへの接続を制限し、又は無線LANの適切な使用を利用者に指示することができる。
 - 4 管理者は、利用実態によりID付与方式への変更、アクセス時間制限、特定利用者のアクセス禁止等の措置を行うものとする。

(免責)

第9条 管理者は、次の各号に示す事項及び利用者が当該無線LANを利用することによって発生した損害、損失、請求、求償権等についての一切の責任を負わないものとする。

- (1) 無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報の内容等
- (2) 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウィルス感染等による被害又はデータの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害
- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスの一切の費用
- (4) パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できないときに生じる不利益
- (5) 利用者が無線LAN利用したことにより、他の利用者、第三者等との間に生じた紛争等

(告示の変更)

第10条 管理者は、利用者の承諾を得ることなく、この告示を変更することができる。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

番号	利用場所	利用時間	利用日
1	燕市役所吉田庁舎	午前 8 時から 午後 7 時まで	月曜日～金曜日
2	燕市役所燕庁舎		
3	燕市役所分水庁舎		
4	燕市中央公民館	午前 8 時から 午後 9 時まで	毎日
5	燕市立図書館	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	毎日
6	燕市吉田公民館		
7	燕市分水公民館		
8	燕市児童研修館「こどもの森」	午前 10 時から 午後 6 時まで	毎日
9	燕市吉田児童センター「わらべ」	午前 9 時から 午後 6 時まで	毎日
10	燕市分水児童館「童楽夢」		
11	燕市民体育館	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	毎日
12	燕市吉田総合体育館		
13	燕市分水総合体育館		
14	ビジョンよしだ	午前 10 時から 午後 9 時まで	毎日
15	燕市吉田産業会館	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	毎日
16	燕市産業史料館	午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで	毎日
17	燕市燕勤労者総合福祉センター	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで	毎日
18	吉田ふれあい広場	午前 9 時から 午後 5 時まで	毎日
19	燕市長善館史料館	午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで	毎日
20	燕市分水良寛史料館		

21	燕市温泉保養センター「てまりの湯」	午前 10 時から 午後 9 時まで	毎日
22	燕市ふれあい交流センター	午前 9 時から 午後 6 時まで	毎日

備考

- 1 各施設の休館日及び開館時間外は、利用できないものとする。
- 2 吉田ふれあい広場は、11月16日から翌年3月15日まで冬期間閉鎖とする。